

研究指導 石光 真 教授

# 音楽著作権をめぐる問題をどう解決するか ーブロックチェーン技術に着目してー

菊地 恵理夏

## 1.はじめに

### 1.1 研究背景

日本における膨大な音楽作品の音楽著作権は主に一般音楽著作権協会(以下 JASRAC)に管理されている。しかし音楽業界では近年、音楽教室からの著作権使用料の徴収をめぐる「ヤマハ音楽振興会と JASRAC の対立」や「ライブハウス分配に対する各作曲家の訴訟」等の音楽著作権をめぐる問題が生じてきた。

こういった音楽著作権をめぐる問題を解決するものとして、JASRAC の行動・組織変更、著作権法の改正(特にフェアユース導入)等の可能性が挙げられてきた。

### 1.2 研究目的

日本における JASRAC 等の音楽著作権をめぐる問題を分析し、解決策を探ることが本研究の目的である。

## 2.先行研究

### 2.1 著作権保護の最適水準

・浜屋(2002)「著作権の経済学的分析に関する理論的枠組み」

著作権の保護には最適水準が存在する。その最適水準以上に著作権保護を強化してしまうと、他の作者が作品を利用するコストが高くなり、創造される作品数が減少する。それだけではなく作品へのアクセスが減少し、制度維持のためのコストも増加する。結果的に最適水準を超えて著作権保護を強化すると社会全体の厚生を減少させることになる。

・田中(2017)「著作権集中管理団体の功罪をめぐる論争についてーJASRAC の「音楽教室からの料金徴収問題」を題材にー」

現代はネット時代になり、国民がアマチュアとして創作活動に加わるために著作物を自由に利用できることの便益が増えている。著作権はもともとプロの創作者向けのものであったため、それをアマチュア向けに利用しやすくする必要がある。より利用しやすいように著作権を緩めることが現代の最適保護水準となるため、ネット時代以前の最適保護水準とずれが生じることになる。

### 2.2.1 音楽教室からの料金徴収問題

・田中(2017)

サーベイ調査の結果によると、7 割程度の人が

徴収に反対した。消費者だけではなく、クリエイターもその多くが徴収に反対していた。このように批判が多いのは、JASRAC の料金徴収が法的に妥当ではあっても実態が行き過ぎており、著作権保護の最適水準を超えているからであると考えられる。

著作権の最適水準を超えているという問題の原因は、JASRAC の行動は法的に問題ないものの料金徴収能力が強すぎることにある。これを抑制するメカニズムを入れることが解であり、候補は以下の3つがある。

(1)市場競争の導入

(2)JASRAC の行動あるいは組織の変更

(3)著作権法の改正

最も望ましいのは(3)であり、(3)の中でも比較の実行可能な案としてアメリカ型フェアユースの導入が挙げられる。

### 2.2.2 アメリカ型フェアユース

ここで、アメリカ型フェアユースとは、米国著作権法第 107 条に盛り込まれた規定のことで、以下の4条件を考慮したうえで著作権の無許諾・無償での利用を認めるものである。

(1)使用の目的及び性質

(2)著作権のある著作物の性質

(3)著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性

(4)著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響

日本の著作権法では新しい事例に対し、個別例外として定めることに時間がかかるが、そういった事例に対しても柔軟な対応ができるのがアメリカ型フェアユースである。

## 2.3 ブロックチェーン技術

・デロイトトーマツグループ(2017)「メディア業界におけるブロックチェーン」

ブロックチェーンとは現在広い分野で注目されており、本格的なビジネスでの導入が急速に出現しているテクノロジーの1つである。トランザクションをほぼリアルタイムで時系列に記録する、変更不能な分散型デジタル台帳である。台帳に次のトランザクションを追加するには、その都度ネットワーク全参加者の許可が必要になる。そのため、操作、エラー、データ品質の管理を連続的に行う仕組みが出来上がる。

### 3.音楽著作権をめぐる問題

#### 3.1.1 音楽著作権とは

音楽著作権とは知的財産権の1つであり、作詞者・作曲者等が音楽著作物の利用を許諾したり禁止したりすることができる権利のことである。音楽文化の発展を目的としている。

#### 3.1.2 演奏権とは

音楽著作権の1つであり、作詞者・作曲者等がその音楽著作物を公衆に「聞かせることを目的」として演奏することができる権利である。

### 3.2 音楽教室からの料金徴収問題

音楽教室からの料金徴収問題としてヤマハ音楽振興会とJASRACの対立が挙げられる。JASRACは、ピアノなど音楽教室で楽器練習や指導で楽曲を演奏することは「演奏権」侵害にあたる判断し、2018年1月から音楽教室の年間受講料2.5%を徴収する方針を明らかにした。その判断、方針に対し音楽教室大手のヤマハ音楽振興会は、JASRACへの支払い義務がない確認を求める訴訟を2017年9月6日から東京地裁に起こしており、今も係争中である。

本研究ではJASRACは料金徴収力が強すぎることで、著作権の最適水準を超えていることを問題として取り上げたい。

#### 3.3.1 ライブハウスの分配に対する不安視

2017年8月18日に音楽バンド「爆風スランプ」のファンキー末吉さんは、「JASRACはライブハウスから徴収した著作権料の作曲者等への分配を適正にしていなかったため、調査と業務改善命令を出すよう求める」という上申書を文化庁に提出した。

また、2015年8月20日に作曲家のしほりさんが自身のtwitter上で、自身の手掛けた曲である「初恋サイダー」が地下アイドルのライブで頻繁に歌われていることを問題視したネット記事を取り上げ、一方で本人が手にする金額が微々たるものであると不満をもらした。

#### 3.3.2 ライブハウス分配の仕組み

JASRACによるとライブハウスは日々大量の音楽を利用するため、全ての利用曲目をその都度記録し報告することは大きな負担になる。そのため、統計学的手法に基づいた無作為に抽出した契約店舗に対する利用曲目調査(サンプリング調査)を実施し、その結果をもとにJASRAC向けの分配資料を作成している。

#### 3.3.3 ライブハウス分配の問題点

楽曲を使用したライブハウスがJASRAC側の無作為に抽出・集計する「モニター店」に該当しなかつた場合、ライブハウスの申請の有無に関係なく使用された音楽の使用料が全く払われないことが問題である。

った場合、ライブハウスの申請の有無に関係なく使用された音楽の使用料が全く払われないことが問題である。

### 4.ブロックチェーン技術等の応用による音楽著作権管理の代替

#### 4.1 音楽教室からの料金徴収問題の解決

日本におけるJASRAC等の音楽著作権をめぐる問題(特に音楽教室からの料金徴収問題)を解決するものとして、市場競争の導入、JASRACの行動・組織変更、著作権法の改正(特にフェアユース導入)等の案が挙げられてきた。

本研究ではその中でも、「ブロックチェーン技術等による音楽著作権管理」という市場競争の導入案での解決の可能性を見出す。

#### 4.2 音楽著作権管理団体の仕事の代替

以下は音楽著作権管理団体の大方の仕事と、その仕事をブロックチェーン技術等の応用により代替できる可能性を示したものである。

##### ➤ 音楽著作権管理団体の多くの仕事

- 1.権利委託者(作詞家・作曲家・音楽出版社)の作品を登録して作品データベースを管理する。
- 2.作品の利用者(レコード会社、放送局、ライブハウス等)から利用データを収集して、それに応じた使用料を徴収する。
- 3.徴収した使用料を権利委託者に分配する。
- 4.所定の使用料なしで音楽を利用している人に対して著作権を行使する。

##### ➤ ブロックチェーン技術等の応用による代替

###### 1の代替

・ブロックチェーン技術→著作権者は、レコーディングされた楽曲データや楽曲の歌詞・譜面などを含む著作権情報を、自らの手でブロックチェーンに記録する。

ブロックチェーン上の記録は改ざんが困難であるほか、記録されたデータは誰もが参照できる。

###### 2・3の代替

・スマートコントラクト技術→楽曲の購入代金や再生回数のカウントに基づく楽曲使用料の徴収から、著作権者やステークホルダーへの収益配分まで、全てプログラムに従い自動的に実行できるようにする。

・デジタル通貨→デジタル通貨を利用し、アーティストに直接支払うことができる。(例: MUSICOIN, Peertracks 等)

#### 4の代替

・ブロックチェーン技術→リアルタイムで世界中のコンテンツをチェックする。登録後、自分の作品が勝手に使われている場合、連絡が入る仕組みを作る。許諾の範囲も決めることができる。(例: 米 Binded 会社)  
 ・フィンガープリント技術→国内放送における楽曲報告を促進する。

#### 4.2.1 デジタル通貨(例:Peertracks)

音楽家が自らの音楽をブロックチェーンに直接「コード化された契約」としてライセンス供与することを許可した場合、音楽利用者は使用法に基づきデジタル通貨を利用し、音楽家に直接デジタル通貨で支払うことができる。

デジタル通貨を用いた音楽サービスとして「Peertracks」が挙げられる。音楽サービス「Peertracks」の仕組みとしては、音楽を販売したい音楽家は、Peertracks のサイトに自分の作品をアップデートし配信・販売を行う。音楽利用者はサイトから自分の気に入った作品をダウンロードし、音楽家が発行した仮想通貨をドルで購入し、その仮想通貨で対価を払う形になる。対価に関しても、Peertracks は「いつ、どこで、誰が、自分が作った音楽作品をどれくらいダウンロードしたか」という情報を改竄不可能な形でブロックチェーン上に残せるため、その記録に基づきコンピューターが自動的に対価として支払うべき仮想通貨を計算する。

#### 4.2.2 米 Binded 会社

Binded(バインデッド)は 2014 年に創業した会社であり、ブロックチェーンの技術を用いて、著作権管理のプラットフォームを運営している。インターネット上にある、あらゆるコンテンツのデータを保管し、データベース化し、それを参照できるようにしてリアルタイムで世界中のコンテンツをチェックし続けている。音楽家は自分の音楽作品を Binded に登録した後、自分の作品が勝手に使われた場合、Binded から連絡が入るようになる。

また、「個人のブログであれば使用可能」「商品利用であれば要相談」等の許諾の範囲も音楽家自身で決めることができる。主権はあくまでも音楽家にあり、音楽化にとって自由度が高い仕組みを Binded は作っている。

#### 4.3 スマートコントラクト技術

スマートコントラクトとはブロックチェーンに保存された、特定の状況が満たされた場合に、決められた処理が自動的に実行されるコンピュータコード

である。信頼性の向上、トランザクション処理の迅速化、コスト削減、仲介者を通じた手作業による手続きの削減によって数多くの契約適用分野に貢献できる。

#### 4.4 フィンガープリント技術

フィンガープリント技術とは楽曲のある象徴的な部分を取り出してそれを記号化し、楽曲を特定する技術である。

この技術を用いた消費者に向けての有名なサービスとして、気になった楽曲が流れているところにスマホをかざすとその楽曲を特定でき、iTunes や Spotify に繋がるといった Shazam、SoundHound 等が挙げられる。

またこの技術を用いた権利者・個人両方に向けてのサービスでは、スペインの BMAT、イギリスの Soundmouse という会社がある。ヨーロッパ・北米を中心に多くの放送局が Soundmouse, BMAT のサービスを用いて徴収団体に対し使用した楽曲を報告している。

#### 4.5 音楽著作権管理団体の今後

ブロックチェーン技術で音楽著作権管理団体の多くの仕事が代替できる可能性は見出せたが、全ての仕事を代替するには未だ至らないと考える。そのため音楽著作権管理団体は、ブロックチェーン技術を音楽著作権管理業の補完役として認識し、共存していく選択を視野に入れることが望ましいと考察する。

#### 5.ライブハウス分配問題の解決

「モニター店」に該当しなかった場合、ライブハウスの申請の有無に関係なく使用料が全く払われないことがライブハウス分配の問題であるが、原因は全ての利用曲目をその都度記録し報告することが難しいことにある。

そこで本研究では解決策として「フィンガープリント技術及びスマートコントラクト技術による解決」を挙げたい。フィンガープリント技術により演奏されている楽曲を特定し、スマートコントラクトにより楽曲使用回数のカウントに基づく楽曲使用料の徴収ができる。加えてスマートコントラクトは作曲者はもちろん他権利者への収益配分もプログラムに従い自動的に行う。

つまり 2 つの技術を駆使することで全ての利用曲目を報告し、全ての権利者に収益配分することが可能になると考察する。

#### 6.結論

本研究では、日本における JASRAC 等の音楽著作権をめぐる問題を解決策を探った。

音楽教室からの料金徴収問題では、「ブロックチェーン技術等による音楽著作権管理」という市

場競争の導入案での解決の可能性を見出した。ブロックチェーン技術は未知数であり、今後の可能性は予測不可能ではあるが、現在の技術でも音楽著作権管理団体の仕事の多くを代替できる可能性を見出した。

またライブハウス問題では、「フィンガープリント技術およびスマートコントラクト技術による解決」という、2つの技術を駆使することですべての利用曲目を報告し、すべての権利者に収益配分することが可能になる可能性を見出した。

今後の課題としては、音楽市場にとってブロックチェーン技術と音楽著作権管理団体が共存関係を目指すことは利得になるかといった、「音楽市場の在るべき構造」を主軸にした考察に取り組んでいきたいと考える。

## 7.引用文献

- [1]孫泰蔵『ブロックチェーンの本質』DIAMOND online(2017)
- [2]田中辰雄「著作権集中管理団体の功罪をめぐる論争について—JASRAC の「音楽教室からの料金徴収問題」を題材に—」(2017)  
[http://www.glocom.ac.jp/wp-content/uploads/2017/07/GLOCOMDISCUSSIONPAPER\\_No.7\\_2017No.5.pdf](http://www.glocom.ac.jp/wp-content/uploads/2017/07/GLOCOMDISCUSSIONPAPER_No.7_2017No.5.pdf)
- [3]デトロイト トーマツ グループ「メディア業界におけるブロックチェーン」(2017)  
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/technology-media-telecommunications/md/jp-md-tmt-blockchain-at-media.pdf>
- [4]中野渉「JASRAC からの分配、1 円もない」爆風スランプ・ファンキー末吉さん、文化庁に調査求める』HUFFPOST(2017)  
[http://www.huffingtonpost.jp/2017/08/17/sueyoshi-comdenns-jasrac\\_n\\_17773358.html](http://www.huffingtonpost.jp/2017/08/17/sueyoshi-comdenns-jasrac_n_17773358.html)
- [5]浜屋敏「著作権の経済学的分析に関する理論的枠組み」(2002)  
<http://www.fujitsu.com/downloads/JP/archive/imgjp/group/fri/report/research/2002/report133.pdf>
- [6]Brandon K. Hill『ブロックチェーン技術で著作権を管理【インタビュー】Blockai CEO, Nathan Lands』freshtrax (2016)  
<http://blog.btrax.com/jp/2016/09/02/nathan/>
- [7]Masaki Nishi『ブロックチェーン技術の仕組みが大きな影響を与える 15 の業界』freshtrax(2017)  
<http://blog.btrax.com/jp/2017/09/15/affected-by-blockchain/>
- [8]公益社団法人著作権情報センターCRIC  
<http://www.cric.or.jp/>
- [9]『著作権のルールを知ろう！(解説)』  
 一般社団法人日本音楽著作権協会  
[www.jasrac.or.jp/park/inschool/pdf/copyright\\_09\\_12.pdf](http://www.jasrac.or.jp/park/inschool/pdf/copyright_09_12.pdf)
- [10]『音楽教室は「公衆前での演奏」 JASRAC が著作権料徴収の方針』産経ニュース(2017)  
<http://www.sankei.com/life/news/170202/lif1702020032-n1.html>
- [11]『「グーグルを救った「フェアユース」日本の著作権法にも導入すべきか』ORICON NEWS(2017)  
<https://www.oricon.co.jp/article/114424/>  
<http://diamond.jp/articles/-/150301?page=2>
- [12]『ミュージックコイン(MUSICOIN)』CoinDatebase(2017)  
<http://jss.bitcoinclub.jp/category/musicoin/>
- [13]『仮想通貨を使った新しい音楽サービス Peertracks について』ビットコイン日本語情報(2018)  
<http://ビットコイン日本語情報.com/peertracks.html>
- [14]『【14th TIMM】ブロックチェーン、データ活用で世界に広げる音楽ビジネス』musicman-net(2017)  
<https://www.musicman-net.com/special/71562>
- [15]『一般社団法人日本音楽著作権協会 分配に関するよくあるご質問』  
 一般社団法人日本音楽著作権協会  
<http://www.jasrac.or.jp/bunpai/private/faq.html>
- [16]『JASRAC の楽曲使用量分配に作曲家のしほり氏が不満』livedoor\*NEWS(2015)  
<http://news.livedoor.com/article/detail/10496439/>